

桂川町営住宅入居者資格について

町営住宅には、次の(1)～(8)の条件を満たしていなければ、申込むことができません。

- (1) 町内に住所又は勤務場所を有されている方
- (2) 入居申込者は、成年者（20歳未満の既婚者を含む）であり、同居又は同居しようとする親族がある方
 - 夫婦の別居、父母の別居等、不自然に世帯を分離した申込みや、他に扶養すべき人のいる親族との同居など、特に同居する理由のない親族との申込みはできません。
 - 婚約中の方が申込まれる場合は、原則として入居の手続時までには婚姻を証明する戸籍謄本か、婚姻届受理証明書が提出されないときは失格となります。

＜単身での申込みについて＞

- 次の各号のいずれかに該当する方については、単身で申し込むことができます。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることができず、または受けることが困難と認められる方は申し込みできません。
 - (ア) 満60歳以上の方
 - (イ) 障がい者基本法第2条に規定する障がい者の方で、次のいずれかに該当する方
 - ・身体障がい者手帳の交付を受け、障がいの程度が1級から4級の方
 - ・精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から2級の精神障がいの方
 - ・療育手帳の交付を受け、障がいの程度がAまたはB1に該当する方
 - (ウ) 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症までまたは同法別表第1号表ノ3の第1款症である方
 - (エ) 原子爆弾の被害者で医療給付について厚生労働大臣の認定を受けている方
 - (オ) 生活保護を受けている方または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている方
 - (カ) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方
 - (キ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入居者
 - (ク) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条第2項に規定する被害者で、第3条第3項第3号の規定による一時保護、または第5条の規定による保護が終了した日から5年以内の方、もしくは第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立を行った方で、その命令が効力を生じた日から5年以内の方
- (3) 収入基準に合う方
 - 同居しようとする家族（婚約者も含む）の収入を含め、諸控除後の入居収入基準額が次の金額であることが必要です。
 - （1世帯で2人以上の収入がある場合は、各所得金額を合算してください。）

<収入基準>

公営住宅	一般世帯の場合	月額 158,000 円以下であること	・原則階層世帯
	高齢者・障がい者世帯等の場合	月額 214,000 円以下であること	・裁量階層世帯

改良住宅	一般世帯の場合	月額 114,000 円以下であること	・原則階層世帯
	高齢者・障がい者世帯等の場合	月額 139,000 円以下であること	・裁量階層世帯

裁量階層世帯とは

<p>ア 満 60 歳以上の方からなる世帯又は満 60 歳以上及び満 18 歳未満の方からなる世帯。</p> <p>イ 身体障がい者（身体障害者手帳 1～4 級）の方のいる世帯。</p> <p>ウ 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳 1・2 級程度）の方のいる世帯。</p> <p>エ 知的障がい者（療育手帳の A 又は B 1）の方のいる世帯。</p> <p>オ 戦傷病者手帳の交付を受けている方（恩給法別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで及び別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症）のいる世帯。</p> <p>カ 被爆者健康手帳の交付を受けている方で、かつ被爆の影響で医療の給付を受けていることを厚生労働大臣から認定された方のいる世帯。</p> <p>キ 海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していない方のいる世帯。</p> <p>ク ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第 2 条に規定するハンセン病療養所入居者等</p> <p>ケ 同居者に中学校就学の終期に達するまでの方のいる世帯</p>

(4) 現在住居に困っている方

持家の方は申込みできません。

(5) 過去において

過去に町営住宅に入居していた方については、不正な使用をしたことがないこと。（無断退去、家賃滞納など）

(6) 共同生活を円満にすることができる方

犬、猫等のペット類の飼育による迷惑及び楽器等の騒音暴力行為その他公の秩序風俗に反する迷惑行為を行ってはいけません。

(7) 暴力団員でない方

入居者及び同居しようとする方が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第 2 表第 1 項第 6 号に規定する暴力団でない方。

(8) 入居に際しては、緊急連絡人が必要になります。

※緊急連絡人について

入居者の安否確認などの緊急時や、近隣に対しての迷惑行為、その他町に損害を与えた場合など必要に応じて連絡します。